

事業概略書

事業名	成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究
事業目的	<p>本事業においては、成年後見制度の利用を必要とする障害者を適切に申し立てにつなげ、成年後見制度の利用促進を図るために、現在成年後見制度を利用している障害者が、どのような事情や背景によって成年後見制度の申し立てが必要となったのかについて実態を把握、分析し、今後、成年後見制度の申し立てが必要な状況に置かれた障害者を把握する参考となり、成年後見制度の利用に適切に結びつけることができるようになることを目的とする。</p> <p>また、成年後見制度利用促進基本計画に示された、利益相反等への対応も含め、社会福祉法人等による法人後見の活用を図るため、地域における公益的な取組みも含めた法人後見のための手引きを作成し、法人後見の普及を図ることを目的とする。</p>
事業概要	<p>本調査事業では、有識者や専門家からなる検討委員会を設置して、成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用についての議論や、本調査事業内で実施した各種調査に関する議論等を行った。</p> <p>調査としては成年後見制度の利用実態等を把握するため、以下の3種類のアンケート調査を実施した。</p> <p>① 市町村及び指定特定相談支援事業所に対する、成年後見制度利用者の実態把握調査</p> <p>② 障害者支援施設（旧・知的障害者入所更生施設及び入所授産施設）利用者の成年後見制度利用実態把握調査</p> <p>③ 市町村社会福祉協議会の法人後見実施状況調査</p>
事業実施結果及び効果	<p>後見人等の身上監護の活動実態については、調査1、調査2を通じて、4割近い後見人等が、被後見人等との面会が年1～2回又はほぼない状況であることや、面会時間の15%が10分以内という実態では、本人の意思を尊重した身上監護の活動を行うことが可能であるのか疑問である。</p> <p>成年後見制度の実態把握調査から、後見人等の活動実態の問題についても分析することができた。個人による後見等であれ、法人による後見等であれ、後見人等の活動が利用者の意思の尊重を基礎として適切に行われること及び、利益相反関係により起こり得る利益相反行為に対する防止措置を適切に講じることにより、不利益が被後見人に及ばない体制整備が求められるのではないかと考える。</p>
事業主体	<p>郵便番号：355-0008</p> <p>所在地：埼玉県東松山市大谷 590</p> <p>法人名：社会福祉法人昴</p> <p>電話番号/E-MAIL：0493-39-1131 /subaru@subaru-swc.com</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。